

長崎県立大学学生表彰規程

〔平成22年3月3日
規程第3号〕

改正 平成24年9月4日規程第10号
改正 平成27年3月3日規程第60号
改正 平成30年2月6日規程第16号
改正 平成31年1月8日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第51条及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）第40条の規定に基づき、長崎県立大学の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生の団体とする。

- (1) 学修において、在学期間中に特に優秀な成績を修めたと認められる場合
 - (2) 学術研究活動において、特に顕著な成果をあげたと認められる場合
 - (3) 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる場合
 - (4) 社会活動において、特に顕著な功績があったと認められる場合
 - (5) 前各号（第1号を除く。）に掲げるもののほか、これらと同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる場合
- 2 死亡又は卒業等により学籍を離れた者について、その者の在学期間中に行った行為が前項各号のいずれかに該当するものと認められる場合は、同項の規定にかかわらず、被表彰候補者として推薦及び選考することができる。

一部改正 [平成31年規程第1号]

(被表彰候補者の推薦)

第3条 教職員又は学生は、前条（第1項第1号を除く。）の規定に該当すると認められる者があった場合は、推薦書により学長に推薦することができる。

一部改正 [平成27年規程第60号]

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、学長が行う。

一部改正 [平成27年規程第60号]

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰に値する功績等があった際に随時行う。

一部改正 [平成24年規程第10号]

(公表)

第7条 被表彰者については、学内に公表する。

2 第2条第1項第3号から第5号までに該当する被表彰者については、当該被表彰者の学位記授与式において、在学中に表彰を受けた旨を公表する。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、学生支援部学生支援課において処理する。

一部改正[平成30年規程第16号]

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月3日から施行する。

附 則（平成24年9月4日規程第10号）

この規程は、平成24年9月4日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第60号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月6日規程第16号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月8日規程第1号）

この規程は、平成31年1月8日から施行する。